

独立行政法人農林漁業信用基金中期目標(第 4 期、平成 30 年度～令和 4 年度) 一部変更 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
第 2 中期目標の期間 信用基金の中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>までの 5 年間とする。	第 2 中期目標の期間 信用基金の中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 35 年 3 月 31 日</u>までの 5 年間とする。
第 4 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 (略) 2 経費支出の抑制 (略) 3 調達方式の適正化 (略) 4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、情報システムの改善に努めるとともに、I C T の活用等による電子決裁や情報デジタル化(ペーパーレス化) の取組など業務の電子化を推進する。 <u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定) に則り適切に対応するとともに、PMO の設置等の体制整備を検討する。</u>	第 4 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 (略) 2 経費支出の抑制 (略) 3 調達方式の適正化 (略) 4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、I C T の活用等による電子決裁や情報デジタル化(ペーパーレス化) の取組など業務の電子化を推進する。